



2015年12月発行

船橋市学童保育連絡協議会

公式サイト <http://homepage2.nifty.com/fghrk/>

メール [fghrk\\_info@freeml.com](mailto:fghrk_info@freeml.com)



## 船橋市議会での答弁を紹介します

12月18日まで開催予定の船橋市議会の一般質問で、3名の議員が放課後ルームに関する質疑を行いました。

その概略を、船橋市の答弁を中心に紹介します。尚、市連協事務局による要約ですので、詳細なやりとりは、船橋市議会 HP で映像配信されています「本会議録画放映」をご覧ください。(12/1~12/2 本会議)

### 1. 小栗原放課後ルームの待機時対策について

子育て支援部長答弁 要約

- ・学校内での整備は、困難な状況にある。
- ・学校外での設置・運営を、私有地の借用も含めて検討中。

### 2. 「放課後ルームに、現場の責任者が必要ではないか？」という質問に対して

子育て支援部長答弁 要約

- ・責任者は児童ホームの園長が兼務している。
- ・放課後ルームの状況も変化しているので、各放課後ルームの現場責任者の必要の有無を改めて検討する必要が出てきている。
- ・関係部局と協議の上、課題整理をしたい。

### 3. 厚労省の障害児受入強化推進事業を利用し、「障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する」ことの要望に対して

子育て支援部長答弁 要約

- ・5人以上の障害児を受け入れているルームでは、この事業の対象としたい。

### 4. 定員設定の新基準による整備の進め方について

子育て支援部長答弁 要約

- ・(2009年度から)新設のルームは1.65㎡/人で定員設定し、同じ小学校の既存ルームも、新基準で定員を見直している。
- ・旧基準(1.5㎡/人)のルームについては、すぐに全部を新基準にすることは難しい。
- ・整備できるところから、新基準への移行を順次行っていきたい。

### 5. 17:00まで放課後子供教室 その後、放課後ルームに移動するという対応はできないだろうか

子育て支援部長答弁 要約

- ・児童の利用状況を日ごと時間ごとの管理ができれば、その中で児童の受け入れが可能になることも考えられるので、具体的な管理手法を研究したい。

# 放課後児童クラブ運営指針について(1)

厚生労働省では、学童保育の運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。(2015年4月1日より適用)

この指針は、学童保育の質を高め、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化したものとされています。

今月から3回の予定で、運営指針について紹介します。今回は指導員に関わる内容をまとめました。船橋の放課後ルームが、「全国的な標準仕様」に1日でも早く達する事を願いながら。

※指針では、「放課後児童クラブ」と表現されていますが、「放課後ルーム」に置き換えています。

## 1. 運営指針趣旨から抜粋

・放課後児童健全育成事業の運営主体(船橋市)は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

## 2. 指導員の役割・体制など

### ・保護者及び関係機関との連携

放課後ルームは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後ルームにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後ルームで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

### ・放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

### ・保護者及び保護者組織との連携

○放課後ルームの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

○保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

・子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

・放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

**放課後ルームには、常勤職員が必要です。**

指針に示されている指導員の役割・体制を実現するためには、現状の非常勤職員だけの運営では不可能です。

1面でお知らせしたように、子育て支援部長も「各放課後ルームの現場責任者の必要の有無を改めて検討する必要があるが出てきている。」と答弁しています。

市連協は、ルームの責任者として常勤職員を配置することを、強く要望していきます。